平成２８年（フ）第９２０９号
東京都板橋区高島平１丁目52―12―401
破産者　宮島　匡収
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７４号
福島県いわき市平中神谷字十二所10―１
破産者　宇佐見大蔵（旧姓日向寺）
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１２１号
東京都青梅市新町５丁目23番地の７プレジール101
破産者　佐藤　一利
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２９２号
東京都府中市若松町３丁目15番地の２ヴィラジラーチアルファ103
破産者　大内　利春
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６００号
横浜市港北区新吉田東８丁目50番22―204号、商業登記簿上の本店所在地長崎県松浦市今福町寺上免675番地２
破産者　有限会社ワイエム電子工業
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５９５号
川崎市高津区久末468番地１
破産者　寺垣研究所株式会社
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６９８号
神奈川県鎌倉市腰越１―５―６、商業登記簿上の本店所在地東京都世田谷区岡本２丁目35番１号
破産者　有限会社リッツ
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６３号
名古屋市北区水草町１丁目43番２　ＧＲＡＮＤＴＩＣ黒川203号室、住民票上の住所愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字野田35番地スカイハイツ野田301
破産者　神田　栄一
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１７号
北海道登別市富士町２丁目９番地
破産者　有限会社フラワーショップアスカ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第３号
北海道帯広市自由が丘５丁目11番地３
破産者　株式会社スクエア
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
秋田県能代市浅内字出戸谷地35番１
破産者　有限会社武田自動車販売
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２７４５号
横浜市港北区篠原北１丁目１番地８
破産者　有限会社ジャイロ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２７６９号
横浜市南区前里町３丁目64番地４ライブピア前里102
破産者　有限会社エイティセブン
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０号
神奈川県横須賀市金谷３丁目４番８号
破産者　有限会社マイティー
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第１８９号
岡山県備前市伊部90番地（１―302）
破産者　武田　良昭
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７４１号
静岡市葵区上足洗２丁目11番23―４号　コーポ白鳥１階
破産者　神田　幸紀
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
滋賀県長浜市八島町99番地55　グランシャリオ106号室（破産手続開始決定時の住所　滋賀県長浜市法楽寺町278番地89）
破産者　草野　清美
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第８８３号
広島県安芸郡府中町八幡３丁目10番10―202号
破産者　小野　健一
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５号
沖縄県うるま市字高江洲15番地１
破産者　照屋　祐介
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第１９９５号
札幌市東区北22条東16丁目２番19号　クレストパレス元町４Ａ号
破産者　森　　誠二
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２３８号
札幌市中央区北２条西10丁目１番地６　アーデンコート植物園1103号
破産者　池田いづみ（旧姓神村）
1　決定年月日　平成29年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部